

工事請負契約等に係る代理受領に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人宮崎県農業振興公社（以下「公社」という。）が発注する建設工事請負契約並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、建築設計業務並びに建築監理業務委託契約（以下「工事請負契約等」という。）において、公益社団法人宮崎県農業振興公社工事請負契約約款（以下「約款」という。）第38条、土木設計業務等委託契約書第36条及び建築設計業務委託契約書第35条にそれぞれ規定する代理受領の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、代理受領とは、受注者（以下「委任者」という。）が、請負代金（土木設計業務等委託契約書及び建築設計業務委託契約書（以下「業務委託契約書」という。）においては業務委託料をいう。以下「請負代金等」という。）の全部又は一部の受領に係る権限を第三者（以下「受任者」という。）に委任することをいう。

2 第1項の工事請負契約等のほか、公社理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める他の契約において、この要領を準用することができる。

(代理受領の承諾申請)

第3条 委任者は、公社の代理受領の承諾を得ようとするときは、請負代金等代理受領承諾申請書（別記様式第1号）2通に記名押印し、受任者に請負代金等の受領権限を委任することを証する書面（以下「委任状」といい、別紙を参考例とする。）の原本1通を添えて、公社に提出しなければならない。

(代理受領の承認)

第4条 公社は、次に掲げる場合に限り、代理受領を承諾するものとする。

一 貸付債権の保全、回収を容易に行うために、金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合）が受任者となる場合。

二 破産手続き開始前に、破産手続き開始を準備するために、弁護士が受任者となる場合。

2 公社は、提出書類を確認の上、前項の規定により代理受領を承諾するものとし、請負代金等代理受領承諾申請書1通に理事長の記名及び公印を押印し、委任者に交付するものとする。

3 公社は、請負代金等代理受領承諾申請書1通及び委任状の原本を保管するものとする。

(代理受領の不承諾)

- 第5条 公社は、次の各号に掲げる場合にあっては、代理受領を承諾しないものとする。
- 一 請負代金等の受領権限の委任において、公社の相殺権を放棄させる等その他公社の請求権を放棄させるものである場合。
 - 二 請負代金等の請求権の全部又は一部について、公社が代理受領又は債権譲渡を承諾している場合。
 - 三 請負代金等の請求権の全部又は一部について、仮差押、差押又は滞納処分がなされている場合。
 - 四 工事請負契約等における委任者の履行能力に疑義が生じている等その他代理受領の承諾を不適当な事由がある場合。
- 2 公社は、前項に規定により、代理受領を承諾しない場合は、請負代金等代理受領不承諾通知書（別記様式第2号）により通知し、第3条により提出された申請書類をすべて委任者に返却するものとする。

（代理受領承諾申請の取消し）

- 第6条 委任者は、代理受領の承諾申請を取り消すときは、請負代金等代理受領承諾取消申出書（別記様式第3号）に、公社が交付した請負代金等代理受領承諾申請書の原本及び受任者の委任の解除を同意する書面（任意様式）を添えて、公社に提出しなければならない。
- 2 公社は、前項の申出を受けたときは、第3条により提出された申請書類をすべて委任者に返却するものとする。

（代理受領額の変更）

- 第7条 委任者は、代理受領額の変更をしようとするときは、前条の規定により承諾申請を取り消し、改めて第3条の規定による代理受領を再申請しなければならない。この場合において、前条第1項の受任者の委任の解除を同意する書面及び第3条の委任状は、受任者の代理受領額の変更を同意する書面をもって代えることとする。

（工事請負契約等の変更及び解除）

- 第8条 工事請負契約等が変更され、請負代金等の額に減額が生じた場合で、代理受領額が委任者が請求権を有する請負代金等の額を超えるときは、前条の規定を適用し代理受領額の変更手続きを行うものとする。
- 2 工事請負契約等が解除された場合の取扱いは、別に定める。

（請負代金等の請求）

- 第9条 委任者は、請負代金等の請求に当たっては、約款第38条第2項、土木設計業務等委託契約書第36条第2項及び建築設計業務委託契約書第35条第2項の規定により、請求書に受任者が委任者の代理人である旨並びに受注者及び受任者の代理受領額を明記しなければならない。
- 2 前条第1項の規定による代理受領額の変更がなされていない場合の受任者の代理受領額は、委任者が請求権を有する請負代金等の額とする。

附 則

この要領は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月16日から施行する。

請負代金等代理受領承諾申請書	
年 月 日	
<p>公益社団法人宮崎県農業振興公社 理 事 長 殿</p> <p style="text-align: right;">受注者住所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>宮崎県農業振興公社発注又は委託に係る下記債権の受領に関する権限を、別添委任状により、下記受任者に委任したいので、承諾くださるよう、</p> <p>※ { <input type="checkbox"/> 宮崎県農業振興公社工事請負契約約款第38条第1項 <input type="checkbox"/> 土木設計業務等委託契約書第36条第1項 <input type="checkbox"/> 建築設計業務委託契約書第35条第1項 () の規定に基づき申請 します。</p> <p>※該当個所の□を選択するか、() 内に契約書の条項を記載してください。</p> <p>なお、承諾のうえは、受任者の受領額は下記口座に振り込みください。</p>	
代 理 受 領 の 受 任 者	<p>() 銀行・農協・金庫・その他 () 店</p> <p>-----</p> <p>金融機関名： 預金の種類： 口座番号： 口座名義：</p>
債 権 の 表 示	<p>工事名（委託業務の名称）</p> <p>工事場所（委託業務の場所）</p> <p>契 約 年 月 日</p> <p>工 期 （履 行 期 間） 自 年 月 日 至 年 月 日</p> <p>請負代金（業務委託料）</p> <p>代 理 受 領 額</p>
<p>上記申請のとおり承諾します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">公益社団法人宮崎県農業振興公社 理 事 長 印</p>	

(注) 1 代理受領を行いうるのは、完成払又は部分払に限ります。
 2 契約等が変更され、請負代金等の額に減額が生じ、代理受領額が請負代金等の額を超えるときは、変更前の工事請負契約等に係る代理受領を取り消し、代理受領を再申請してください。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">委 任 状</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">委任者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p style="margin: 10px 0;">受任者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p style="margin: 10px 0;">〇〇建設会社（以下「委任者」という。）は、〇〇銀行（以下「受任者」という。）を代理人と定め、委任者が有する下記債権の受領に関する権限について、次の事項を特約の上、委任します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委任者は、受任者の同意なしに委任の解除又は変更をしないこと。 2 委任者は、受任者以外の者に重ねて委任しないこと。 3 委任者は、直接に下記債権の受領を行わないこと。 4 この委任は、委任者が受任者に対し負担する債務の担保として行うものであり、受任者がこの契約に基づき受領した請負代金は、委任者が受任者に対して負担している債務の弁済期限にかかわらず、その債務の弁済に充当することができること。 		
債 権 の 表 示	工事名（委託業務の名称）	
	工事場所（委託業務の場所）	
	契 約 年 月 日	年 月 日
	工 期 （ 履 行 期 間 ）	自 年 月 日 至 年 月 日
	請負代金額（業務委託料）	一金 円
	代 理 受 領 額	一金 円

請負代金等代理受領不承諾通知書		
年 月 日		
受注者 殿 公益社団法人宮崎県農業振興公社 理 事 長 印		
年 月 日付で申請のあった下記代理受領については、下記の理由により、承諾しませんので、通知します。		
代 理 受 領 の 受 任 者	銀行・農協・金庫・その他	
債 権 の 表 示	工 事 名 (委 託 業 務 の 名 称)	
	工 事 場 所 (委 託 業 務 の 場 所)	
	契 約 年 月 日	年 月 日
	工 期 (履 行 期 間)	自 年 月 日 至 年 月 日
	請 負 代 金 額 (業 務 委 託 料)	一金 円
	代 理 受 領 額	一金 円
(理由)		

請負代金等代理受領承諾取消申出書		
年 月 日		
<p>公益社団法人宮崎県農業振興公社 理 事 長 殿</p> <p style="text-align: right;">受注者 住 所 商号又は名称 代 表 者 氏 名 印</p> <p>宮崎県農業振興公社発注又は委託に係る下記債権の受領に関する権限を下記受任者に委任することについて、 年 月 日付けで発注者の承諾を受けましたが、係る代理受領承諾の取消を申し出ます。</p>		
代 理 受 領 の 受 任 者	銀行・農協・金庫・その他	
債 権 の 表 示	工 事 名 (委 託 業 務 の 名 称)	
	工 事 場 所 (委 託 業 務 の 場 所)	
	契 約 年 月 日	年 月 日
	工 期 (履 行 期 間)	自 年 月 日 至 年 月 日
	請 負 代 金 額 (業 務 委 託 料)	一金 円
	代 理 受 領 額	一金 円

(注) 発注者が交付した請負代金等代理受領承諾申請書原本及び受任者の委任の解除を同意する書面(様式任意)を添付してください。